

災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定

品川区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会品川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、品川区地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策業務および平常時における防災活動にかかる協力事項等を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

- 2 甲は、甲が行う平常時における防災活動において、乙に対して必要な協力を要請することができる。
- 3 第1項の要請は、電話等により口頭をもって行い、後日文書により処理するものとする。
- 4 第2項の要請は、文書により行うものとする。

（協力の内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、乙および乙の会員が行う次に掲げる業務（以下「支援業務」という。）とする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2および第1条の3に規定する業務
- (2) 甲が行う被災者支援を目的とした相談窓口業務の補助
- (3) その他甲乙が協議し、協議が整った事項

（実施報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定に基づく要請により支援業務を実施した場合は、次に掲げる事項について、甲に対し文書により報告するものとする。ただし、文書による報告が困難な場合は、口頭により報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 支援業務の実施場所および期間
- (2) 支援業務の内容
- (3) 支援業務に従事した者の氏名および連絡先
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が第2条に規定する協力の要請に基づき支援業務を実施した場合、その実施に要した経費を負担するものとする。

- 2 前項の規定による費用は、支援業務に従事する者の日額に相当する額とする。
- 3 前項に掲げる額については、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第29号）別表に掲げる日額として定める額に準じて甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求および支払い）

第6条 乙は、支援業務については無料で実施するものとし、報酬を受け取らないものと

する。

- 2 乙は、支援業務が完了した場合は、当該支援業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う応急対策業務従事中において死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかった者に対しては、「災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和52年品川区条例第16号）に基づき、甲がこれを補償するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の一箇月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 本協定の内容に疑義が生じた場合およびこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月22日

(甲) 品川区広町二丁目1番36号

品川区長 濱野



(乙) 品川区大崎一丁目20番8号 INOビル503号

東京都行政書士会品川支部

支部長 金子 琢哉

